

会 議 録 (1)

会議の名称	令和3年度第1回飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会
開催日時	令和3年10月25日(月) 開会 午後2時 閉会 午後2時45分
開催場所	飯能市役所本庁舎 入札室
議長氏名	飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会長 長谷川 裕寿
出席委員	長谷川 裕寿 福本 貴 講神 行雄 加涌 章吾 山川 安代 天野 範子 双木 恵美子
欠席委員	竹内 章浩
説明者の職・氏名	・庶務課長 浅見 浩司 ・庶務課主査 示野 真敏 ・庶務課主任 石田 修一
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職・氏名	・総務部長 田中 隆宏 ・庶務課長 浅見 浩司 ・庶務課主査 示野 真敏 ・庶務課主任 石田 修一

会 議 録 (2)

議事の内容 (経過)・決定事項

審 議

- (1) 個人情報の収集等に係る業務の開始、変更・廃止について (報告)
(個人情報保護条例第7条関係)
 - ・新規に届出された業務、変更又は廃止された業務について事務局から報告があった。

- (2) 令和2年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について (報告)
 - ・令和2年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、事務局から報告があった。

- (3) その他
 - ・事務局から次回の審議会の開催時期について報告があった。

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
庶務課長	<p>定刻となりましたので、情報公開及び個人情報保護運営審議会を開始いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・総務部長あいさつ ・各委員の自己紹介 ・会長の選出 (長谷川委員 選出) ・職務代理の指名 (加涌委員 指名) ・事務局職員の紹介 ・①審議会の所掌事務説明 (参考・1、2)
会長	<p>それでは、審議に入ります。まず、次第の6審議の(1)個人情報の収集等に係る業務の開始、変更・廃止について(報告)、事務局から報告をお願いします。</p>
庶務課主任	<p>飯能市個人情報保護条例第7条では、実施機関は個人情報の収集等に係る業務を新たに開始又は変更・廃止しようとするときは、その内容を届け出て、審議会に報告しなければならないとされており、その個人情報の収集等に係る業務の届出についての報告です。前回の審議会が令和元年6月25日でしたのでその翌日から今日までにあった個人情報の収集等に係る業務の届出についての報告になります。届出のあった業務の名称、詳細な届出の内容は、資料1のとおりです。事前に御案内させていただいたとおり、個々の業務の内容についての説明者は出席しておりません。事前に質問について御連絡させていただきましたが特にございませんでした。</p>
会長	<p>対面の会議が形骸化するというのも良くないですので、できるかぎり委員の皆様から意見をお寄せいただければと思います。この場でなにか質問等がありますか。</p> <p>コロナウイルス感染症の拡大等もありましたが、業務の届出について例年にない傾向はありますか。</p>
庶務課主任	<p>子育て支援課の臨時支援金などコロナウイルス感染症によって新しい業務の届出が増えています。</p>
委員	<p>48ページ、49ページの届出について、同一の事業についての支給口座等の届出書、支給リストだと思いますが、支給口座等の届出書については個人情報の記録内容として親族続柄にチェックが入っていないのに、支給リストではチェックが入っていますが、どうしてでしょうか。その内容に応じて個人情報を収集するというのでしょうか。</p>
庶務課主査	<p>この業務については、国の定めている補助金の要領に則り事務を行っているものです。この業務における申請の対象者は子供を持つ親となり</p>

委員	<p>ます。提出される口座登録等の届出書については振込先となる対象者本人の情報のみ記載されておりますが、支給リストについては支給対象となる対象者と対象者の児童の情報が必要となりますので親族続柄を含めての収集することになっているため、差異があるのではないかと考えられます。</p> <p>個人情報の記録内容に年齢と生年月日の項目を分けて書いているのは何か理由があるのでしょうか。</p>
庶務課主査	<p>届出については、飯能市個人情報保護条例施行規則で定められた様式を使用しております。「生年月日」が分かれば計算すると「年齢」も分かるところではありますが「年齢」だけが分かればよい業務もあるため、項目を分けてあります。</p>
会長	<p>他にありますか。</p> <p>—なし—</p>
会長	<p>それでは、審議事項の(1)は、以上とします。次に(2)令和2年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）、事務局から報告をお願いします。</p>
庶務課主任	<p>情報公開条例と個人情報保護条例では、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況を公表することとなっていますので、令和2年度の運用状況について、概要を報告します。</p> <p>—資料2により令和2年度の運用状況について概要を報告—</p>
会長	<p>説明は以上ですが、何か質問はありますか。</p> <p>情報公開制度の請求・申出について該当文書不存在として不開示決定をした2件はどのような請求・申出になりますか。市役所の業務でないものを請求されたものでしょうか。</p>
庶務課主査	<p>資料2の表5整理No. 18、整理No. 46が不開示決定とした公開申出、開示請求の詳細です。通常、公開申出・開示請求を受け付ける際にどういった形で市に存在しているか等を説明した上で受付を行っております。No. 18については、おそらく受付の際に対象の公文書は市では作成していないという説明をしているはずですが、無いはずは無いのではないかとといった理由で申出をされたものと思われる。No. 46については、個人が作成したメモについては公文書ではございませんので公文書の開示の請求の対象となりません。また、録音については会議録の作成等のための録音データが公文書として保存されていれば請求の対象となりますが、市の業務の全てを録音しているわけではございません。請求対象となる録音データが存在しなかったため不存在ということで不開示決定を行ったものになります。</p>
会長	<p>他にありますか。</p>

	<p>—なし—</p>
<p>会長</p>	<p>では、審議事項の(2)は、以上とします。(3)その他について、事務局から何かありますか。</p>
<p>庶務課長</p>	<p>審議会の開催の時期ですが、例年ですと年度の早い時期に審議会を開催させていただき、前年度の状況などを報告等させていただいておりますが、今年度については、コロナウイルス感染症等の影響もあり、10月という時期で開催させていただきました。</p> <p>次回の会議につきましては、通常であれば来年度の早い時期になるかと思っております。ただし、個人情報の取扱いについては審議会に諮問という形でお諮りしなければならない場合がございます。そのような諮問を要する案件がございましたら、緊急で御参集いただく可能性もございますので御承知おきいただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>委員の皆様から何かありますか。</p> <p>—なし—</p>
<p>会長 庶務課長</p>	<p>それでは、本日の審議は終了しますので事務局からお願いします。</p> <p>慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。以上で審議会を閉会します。本日は、ありがとうございました。</p>
<p>議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>議 長 の 署 名</p>	